

第7回 櫛田川流域委員会 議事要旨

櫛田川水系河川整備計画の策定の報告として、第7回の流域委員会を開催した。
第7回櫛田川流域委員会での議事事項は以下のとおりである。

【開催日時等】

日時：平成17年8月3日（水）10：00～11：30
会場：ホテルグリーンパーク津 6F 葵・橘・藤の間

【出席者】

岩男安展委員、 大谷幾津子委員、 木本凱夫委員、
下村猛委員（代理：建設部長 川合重雄）、 関口秀夫委員、 武田明正委員、
田所照朗委員、 中西智子委員、 長谷川順一委員（助役 木戸口勉幸）、
原田増造委員、 松尾直規副委員長、 山本亮二委員、 渡邊悌爾委員長
（欠席：竹川博子委員、渡辺寛委員、森俊哉委員）

【議事事項】

- (1)議事1：委員の再委嘱について
- (2)議事2：第6回流域委員会議事要旨について
- (3)議事3：櫛田川水系河川整備計画【大臣管理区間】の報告について

【議事要旨】

1．流域委員会の委員について（資料 - 1）

平成17年3月17日に委員の任期が満了したことに伴い、4月13日付けで半年間の任期延長の再委嘱を行った。規約の内容については、委員名簿について以下の2点の更新を行ったことを説明し、了承された。

平成17年1月1日に誕生した新松阪市の市長選挙において、下村猛氏が市長に当選されたため、委員として加わったこと。

竹川委員の所属が、松阪商工会議所青年部となったこと。

2．第6回流域委員会議事要旨について（資料 - 2）

第6回流域委員会の議事要旨については、事前に委員に配布し確認して頂き、了承を得ていることから、議事要旨の内容の報告を行った。

3．櫛田川水系河川整備計画【大臣管理区間】の報告について

櫛田川水系河川整備計画【大臣管理区間】の原案からの修正箇所について説明を行い、修正内容については了承された。

4. 流域委員会の今後について

櫛田川流域委員会は、規約第2条にあるように、櫛田川水系河川整備計画（原案）について意見を頂くことを目的としており、上記の目的を達したため、今回の策定報告をもって解散することです承された。

なお、以下の質疑応答がなされた。

櫛田川では砂利採取は禁止されて実施していないとは思いますが、掘削により出る砂利や土砂はどこへ持っていくのか。普通は海へ出て行くはずのものであるから、将来的な方向性としては、海岸への供給が望まれる。

- ・ 西南海岸で養浜を行っているが、掘削土砂が全て養浜に使えるとは限らず、泥が多ければ向かないため、材質を見ながら使用している。また、盛土など、他の公共事業で利用もあり、費用対効果等も見ながら、できるだけ有効活用していく。

櫛田川では、砂利採取は禁止されていないのでは。

- ・ 直轄区間では、宮川以外は砂利採取を禁止している。あるとしたら、河川の掘削をしたときに有効活用していることはある。
- ・ 三重県では、新規の砂利採取は昭和40年代から禁止している。ただし従来から実施しているところは継続的に実施している。採取した砂利は骨材として利用するのが一般的。ただし、去年の台風で宮川に大規模に堆積したため、特別措置ということで砂利採取を許可して、治水上の対策をとっている。

実際に砂利をどの程度採取しているかというデータは公表されているのか。

- ・ 公表できる。

櫛田川の直轄区間でも必要のあるときは砂利採取をやっているのではないか。

- ・ 砂利採取ということではなく、佐奈川など、河床にたまった土砂を取り除くことはあり、発生した土砂を有効活用しようと言うことで、西南海岸の方で養浜などに使用することもある。

河川整備計画のフォローアップはどのような体制でやっていくのか。

- ・ 鈴鹿、雲出、宮川も含めて4川が隣接していることから、1つの枠組みの中で流域委員会、フォローアップ含めて、効率的に実施できるよう、一体となってやっていきたい。全体の枠組みは検討中である。

4川すべての整備計画ができてから、そのような体制を作っていくのか。

- ・ 全部がそろってからかどうかは、それぞれ意見を聴きながらとなると時間もかかることでもあることから、できるだけ将来を見据えた体制をつくって、フォローアップ等を実施していきたい。

状況に応じて柔軟に行うということか。

- ・ その通りである。

以 上